



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例	2
大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（税務課）	2
規則	3
大和高田市行政サービスコーナー設置規則を廃止する規則（まち振興課）	3
訓令	3
令和6年度大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（社会福祉課）	3
告示	5
公印の廃止（総務課）	5
公印の作成（総務課）	5
5月臨時議会の招集（財政課）	6
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	6
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	7
除却した広告物の保管（都市計画課）	7
大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示（こども家庭課）	8
令和6年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算の要領の公表（財政課）	8
大和高田市子育て世帯フードバンク活動支援補助金交付要綱（こども家庭課）	9
大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（介護保険課）	25
公告	27
高田小学校運動場整備工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	27
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	30
大和高田市立高田商業高等学校証明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	30
大和高田市市民交流センター照明器具改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	34
大和高田市中央公民館受電設備改修工事に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	38
大和高田市立高田商業高等学校屋内消火栓設備改修工事設計業務委託に関する条件付き一般競争入札（契約監理課）	41
大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（まち振興課）	45
教育委員会	46
大和高田市教育委員会5月定例委員会の招集（教育総務課）	46
選挙管理委員会	46
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	46
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	46
農業委員会	47
大和高田市農業委員会6月定例委員会の招集（農業委員会）	47
公営企業	47

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)..... 47
 大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止(水道総務課)..... 47

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(税務課)

1 理由

地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

- 1 公益信託の見直しによる所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備を行います。(第23条の2関係)
- 2 公益法人等に係る市民税の課税の特例について、単に課税標準の計算を定めるものことから、規定を削除します。(附則第5条の3関係)
- 3 その他所要の改正を行います。

3 施行期日

令和7年4月1日

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

条 例

条例第23号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第2号中「第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭」を「第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

第53条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第5条の3を次のように改める。

第5条の3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条の2第1項の改正規定及び附則第5条の3の改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の大和高田市税賦課徴収条例第23条の2第

1項第2号の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

規 則

規則第24号

大和高田市行政サービスコーナー設置規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年5月21日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政サービスコーナー設置規則を廃止する規則
大和高田市行政サービスコーナー設置規則（平成28年規則第40号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

訓 令

訓令第7号

令和6年度大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

令和6年度大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
(設置)

第1条 令和6年度大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和6年度大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定支援業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部長
- (2) 保健部長
- (3) 福祉部子育て支援室長
- (4) 保健部健康増進課長
- (5) 保健部地域包括ケア推進課長
- (6) 福祉部保護課長
- (7) 福祉部こども家庭課長
- (8) 福祉部保育幼稚園課長
- (9) 福祉部社会福祉課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第54号の5

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第8条の規定により次の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

令和6年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

公印の名称	副市長認印
寸法	方6mm
廃止する理由	副市長の退任
使用廃止年月日	令和6年3月31日
印影	省略（市役所前掲示場掲示済）

告示第54号の6

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第8条の規定により次の公印を作成しましたので、同規則第9条の規定により告示します。

令和6年4月1日

大和高田市長 堀内 大造

公印の名称	副市長認印
寸法	方6mm
作成する理由	（新）副市長の就任
使用開始年月日	令和6年4月1日
印影	省略（市役所前掲示場掲示済）

告示第63号

令和6年5月15日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。
令和6年5月8日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 承第 2号 専決処分の報告について
- ・令和5年度大和高田市一般会計補正予算（第8号）
 - ・大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について
 - ・大和高田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第43号 大和高田市税賦課徴収条例の一部改正について

告示第64号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和6年5月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和6年4月 2日	2									
令和6年4月 4日					1					
令和6年4月 5日	1									
令和6年4月18日		1								

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和6年4月11日	大和高田市西三倉堂1-12-16先	1	
令和6年4月30日	大和高田市南今里町2-36 今里公園	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険

証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第65号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条の規定により告示します。

令和6年5月16日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

保管の告示から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和6年8月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和6年2月1日から令和6年2月29日までの間

告示第66号

市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物を次のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項の規定により除却し、保管したので告示します。

なお、引取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定により、当該広告物を廃棄します。

令和6年5月23日

大和高田市長 堀内 大造

1. 引取期間 公示の日から2週間(屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)

2. 引取方法 引取人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引換えに返還する。

3. 引取時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土日祝日を除く。)

4. 連絡先 大和高田市役所 環境建設部 都市計画課

TEL 0745-22-1101

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
------	----	----	----	------	-----	-------	------

1	晃和開発株式会社	はり札	1	市内	R6.5.9	R6.5.9	都市計画課屋外倉庫
---	----------	-----	---	----	--------	--------	-----------

告示第67号

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年5月29日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成16年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号前段中「1年」を「6月」に改め、同号後段を削る。

第3条第14号中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は、」を削る。

第5条第1項各号中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

第5条の2第1項中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）」を「6月以上」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の第2条の規定により訓練促進給付金の支給の対象となる者のうちこの告示による改正後の第3条各号に規定する対象資格の取得までに6月以上1年未満のカリキュラムの修業が予定されている者における令和6年4月1日からこの告示の施行の日までの間の修業に係る訓練促進給付金の支給に対するこの告示による改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「単位として支給するものとし、原則として支給申請のあった日の属する月以後の各月において」とあるのは「単位として」とする。

告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

令和6年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

1 令和6年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349,073千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		19,898	349,073	368,971
	1. 使用料	19,898	349,073	368,971
補正されなかった科目に係る額		2	0	2
歳入合計		19,900	349,073	368,973

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰上充用金		0	349,073	349,073
	1. 繰上充用金	0	349,073	349,073
補正されなかった科目に係る額		19,900	0	19,900
歳出合計		19,900	349,073	368,973

「第3款 繰上充用金」を新設する。

告示第69号

大和高田市子育て世帯フードバンク活動支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市子育て世帯フードバンク活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活に困窮する子育て世帯に対して食の提供とともに、その他困りごと等の相談を聞くことにより適切な支援機関へつなぐ取組等を実施している市内のフードバンク活動団体等に対して、当該活動に要する経費について、予算の範囲内において大和高田市子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フードバンク活動 市場に流通させることができない食品又は余剰となった食品の寄附を受けて、これを必要とする生活に困窮する子育て世帯又は当該子育て世帯に対して営利を目的とせずに食品を提供する活動を行う法人その他の団体に食品を無償で提供する活動をいう。
- (2) フードバンク活動団体 フードバンク活動を行う法人その他の団体をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるフードバンク活動団体は、次の各号のいずれにも該当する法人その他の団体とする。

- (1) 次のいずれの事業も実施していること。
 - ア 次のいずれかの者に対して食品を無償で提供する事業
 - (ア) 生活に困窮する子育て世帯
 - (イ) 生活に困窮する子育て世帯に対して営利を目的とせずに食品を提供する活動を市内において行う法人その他の団体
 - イ 生活に困窮する子育て世帯に属する者の相談に応じ、当該者に必要な支援を提供する支援機関を案内する事業

- (2) 少なくとも5人以上の者が、前号の事業に従事していること。
- (3) 市内において事務所を設置し、第1号の事業を1年以上継続して実施していること。
- (4) 第1号の事業について、年度ごとに事業計画書及び収支報告書を作成していること。
- (5) 食品の調達について、食品を扱う事業者等の未利用食品及び一般家庭等において余剰となった食品を積極的に活用するよう努めていること。
- (6) 食品の品質及び衛生管理を適切に行う施設又は設備を確保していること。

(補助事業)

第4条 市長は、前条各号のいずれにも該当するフードバンク活動団体が行う同条第1号の事業（当該事業を実施するために必要な活動を含む。）に対して、補助を行う。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、50万円をその限度とする。ただし、補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類（補助事業に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費明細書（様式第4号）

2 市長は、前項に規定する書類のほか補助金の交付の可否を決定するのに必要な書類があるときは、補助金の交付を受けようとする者に対してこれを提出するよう求めることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付すべきでないときはその理由を付して子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、これを通知する。

2 市長は、補助金の交付決定に際して補助事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに子育て世帯フードバンク活動団体支援事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、既に提出している第6条に規定する書類のうち変更に伴う修正（軽微な修正を除く。）が必要な書類があるときは、修正した書類を改めて市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助団体は、補助事業が完了したときは、子育て世帯フードバンク活動団体支援事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類（補助事業に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支報告書（様式第9号）
- (2) 事業実績調書（様式第10号）
- (3) 領収書等の写し

2 市長は、前項に規定する書類のほか補助金の額の確定に必要な書類があるときは、補助団体に対してこれを提出するよう求めることができる。

3 市長は、補助事業の実施成果について、補助団体に対して報告を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金確定通知書（様式第11号）により、速やかに補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金は、前条の規定による通知の後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払によりこれを支払うことができる。

2 補助団体が、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金清算（概算）払請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助団体等が補助金の交付を受けようとするときは、子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1） 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- （3） この告示の規定に違反したとき。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率
消耗品費	補助対象経費の10/10
旅費	
印刷製本費	
燃料費	
光熱水費	
通信運搬費	
使用料及び賃借料	
保険料	
その他補助事業に必要であると市長が認める経費	

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者)所在地
団体名
代表者名
電話番号

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付申請書

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金の交付を受けたいので、大和高田市子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業完了予定日 年 月 日
- 4 関係書類
 - ① 補助事業実施計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 補助対象経費明細書

様式第2号（第6条関係）

補助事業実施計画書

- 1 補助金の交付を必要とする理由
- 2 補助事業の目的及び効果
- 3 補助事業の内容（規模及び数量等）

様式第3号(第6条関係)

収支予算書

収入・支出 科目	前年度決算額 a	本年度予算額 b	比較増減 a - b	説明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

※ 補助事業の運営に係る経費について記載すること。

様式第4号(第6条関係)

補助対象経費明細書

	項目	予算額	備考
		円	

※ 補助対象経費について記載すること。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

大和高田市長

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、大和高田市子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業名

(補助金名)

2 補助金交付決定額 金 円

3 交付の条件等

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

大和高田市長

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金の交付については、不交付と決定しましたので、大和高田市子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業名

（補助金名）

2 交付申請額

金

円

3 不交付の理由

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者)所在地

団体名

代表者名

電話番号

子育て世帯フードバンク活動団体支援事業変更承認申請書

先に申請しました子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金の交付について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称 _____

2 変更の理由

3 変更の日 年 月 日

4 変更の内容

変更後の内容	変更前の内容

※ 必要に応じて関係書類を添付してください。

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 所在地
団体名
代表者名
電話番号

子育て世帯フードバンク活動団体支援事業実績報告書

補助事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 交付決定額 _____円
- 3 事業完了日 _____年 月 日
- 4 関係書類
 - (1) 収支報告書(様式第9号)
 - (2) 事業実績調書(様式第10号)
 - (3) 領収書等の写し
 - (4) その他 ()

様式第9号（第9条関係）

収支報告書

収入・支出 科 目	本年度予算額 a	本年度決算 (見込)額 b	比 較 増 減 a - b	説明
収入科目	円	円	円	
収入合計				
支出科目	円	円	円	
支出合計				

※ 補助事業の運営に係る経費について記載すること。

様式第10号（第9条関係）

事業実績調書

団体名	
補助事業の名称	
実施日時	年 月 日（ ） 時 分から
実施場所	
方策（周知方法等）	
規模（参加人数）	
補助事業実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給した食品の内容及び量 2 困りごと等の相談を受けた件数 3 支援機関へ案内した件数

様式第11号（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

大和高田市長

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業については、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 _____
- 2 補助金確定額 _____円

様式第12号(第11条関係)

第 号
年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 所在地
団体名
代表者名
電話番号

印

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金清算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、概算払(第 回概算払)を受けたいので、大和高田市子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 内 訳

(概算払の場合)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求(返還額) ③
円	円	円	円

※ 負の金額には△印を付すこと。

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

(申請者) 住所又は所在地

団体名

代表者名

電話番号

印

子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金交付請求書

下記のとおり、子育て世帯フードバンク活動団体支援補助金の交付を請求します。

記

1 補助事業の名称 _____

2 交付請求額 _____円

3 振込先

金融機関名 支店名		
口座種別 口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

告示第70号

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱を次のように定める。

令和6年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（令和4年告示第54号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示における用語の意義は、この告示に定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）の例による。

（第1号事業の基準）

第3条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、省令第140条の63の6第1号イの厚生労働大臣が定める基準の例による。

（補則）

第4条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定による法第115条の45の5第1項の指定を受けている者は、この告示による改正後の大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定による法第115条の45の5第1項の指定（省令第140条の63の6第2号の基準により行う第1項事業（以下「第1号事業（緩和型）」という。）に係るものに限る。）を受けているものとみなす。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定による法第115条の45の5第1項の指定を受けている者であって、第3条の基準を満たすものとして市長が認めるものについては、この告示による改正後の大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定による法第115条の45の5第1項の指定（省令第140条の63の6第1号イの基準に該当する基準により行う第1号事業に係るものに限る。）を受けた者とみなすことができる。

3 前2項の規定により指定を受けたとみなされる指定の有効期間は、市長が別に定める。

（第1号事業の特例）

第3条 第3条の規定にかかわらず、省令第140条の63の6第2号の基準により行う第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業（緩和型）」という。）にあっては当分の間、同号の基準により行う第1号通所事業（以下「第1号通所事業（緩和型）」という。）にあっては令和6年9月30日までの間、第1号事業（緩和型）に係る訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条において同じ。）については次条、第1号事業（緩

和型)に要する費用及び第1号事業支給費については附則第5条から附則第7条までに定めるところによる。

(第1号訪問事業(緩和型)に係る訪問介護員等の員数)

第4条 第1号訪問事業(緩和型)の実施者が当該事業を行う事業所(以下「第1号訪問事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。ただし、生活援助型のみを行う第1号訪問事業の実施者が第1号訪問事業所ごとに置くべき訪問介護員等については、訪問介護員3級課程修了者を含むものとする。

2 第1号訪問事業(緩和型)の実施者は、第1号訪問事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該実施者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、第1号訪問事業(緩和型)と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における第1号訪問事業(緩和型)及び指定訪問介護の利用者。この条において同じ。)の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の者をその責任者としなければならない。この場合において、当該責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

(第1号事業に要する費用の算定)

第5条 第1号事業(緩和型)に要する費用の額の算定に用いる単位は市長が別に定めるものとし、当該額は算定に用いる単位に地域区分の適用地域に基づいて定める単価を乗じて得たものとする。

(第1号事業支給費の支給)

第6条 市長は、利用者がこの告示による改正後の大和高田市指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の規定による法第115条の45の5第1項の指定(第1号事業(緩和型)に係るものに限る。)を受けた事業者が実施する第1号事業(緩和型)を利用したときは、当該利用者が当該事業者を支払うべき当該事業等に要した費用として、第1号事業支給費を支給する。

2 前項の第1号事業支給費の額は、利用者に対し支給すべき額の限度において、前条の規定により算定した額の100分の90(当該利用者の所得の額が政令第22条の2で定めるところにより算定した額以上である場合は、100分の80又は100分の70)に相当する額とする。

(高額第1号事業支給費の支給)

第7条 市長は、利用者が受けた第1号事業(緩和型)の利用者負担額が著しく高額であるときは、当該利用者に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用として、高額第1号事業支給費を支給する。

2 高額第1号事業支給費は、同一の世帯に属する要介護被保険者及び利用者が同一の月に受けた介護サービス、介護予防サービス及び指定第1号事業に係る利用者負担額の合計額(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額。以下「高額第1号事業利用者負担世帯合算額」という。)が、政令第29条の2の2第2項から第9項までの例による被保険者の区分に応じた額(以下「高額第1号事業算定基準額」という。)を超える場合に、当該月に第1号事業(緩和型)を利用した利用者へ支給するものとする。

3 高額第1号事業支給費の額は、高額第1号事業利用者負担世帯合算額から被保険者の区分に応じた高額第1号事業算定基準額を控除して得た額に第1号事業被保険者按分率(当該利用者が当該月に受けた指定第1号事業に係る利用者負担額(以下「指定第1号事業利用者負担額」という。)を同一の世帯における指定第1号事業利用者負担額の合計額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。

公 告

公告第39号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和6年5月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第6号
- (2) 工 事 名 高田小学校運動場整備工事
- (3) 工事場所 高田小学校（大和高田市 大中東町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年8月30日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 7,970,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 7,970,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 7,325,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級又はD級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロード）	令和6年5月14日（火） ～ 令和6年5月31日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=062006

ドしてください。)		40072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和6年5月14日（火） ～ 令和6年5月31日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年5月27日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年5月29日（水） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年5月20日（月） ～ 令和6年5月30日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年5月31日（金） 午後1時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以

上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者

は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第40号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月15日

大和高田市長 堀内 大造

公告第41号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電

子入札案件です。

令和6年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第7号
- (2) 工 事 名 大和高田市立高田商業高等学校照明器具改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市立高田商業高等学校（大和高田市 材木町 地内）
- (4) 工事期間 契約締結日から令和6年11月29日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 8,650,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 8,650,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 7,958,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和6年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年5月31日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の仕様書又は任意様式）
質疑の回答	令和6年6月4日（火）	入札情報公開システムアドレス

（仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたしません。）	午後5時まで	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年5月24日（金） ～ 令和6年6月5日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年6月6日（木） 午前9時50分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

（1）次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があつたと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

（2）次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書（本市指定様式に限る。）が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間（公告日から開札日まで）外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

（1）落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

（2）落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

（3）入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

（4）入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札シ

ステムにより通知します。

- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第42号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和6年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 高契第8号

(2) 工事名 大和高田市市民交流センター照明器具改修工事

(3) 工事場所 大和高田市市民交流センター(大和高田市 片塩町 地内)

(4) 工事期間 契約締結日から令和6年11月29日(金)まで

(5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり

(6) 予定価格 1,900,000円(税抜き)

(7) 設計金額 1,900,000円(税抜き)

(8) 最低制限比較価格 1,743,000円(税抜き)

(9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和6年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者

であること。

- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで）者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年5月31日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和6年6月4日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和6年5月24日（金） ～ 令和6年6月5日（水）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年6月6日（木） 午前10時10分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、「見積根拠資料（工事内訳書）」を作成し、「内訳書」欄に添付してくだ

さい。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとする。

- (5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 総務部契約監理課
TEL (0745) 22-1101
FAX (0745) 49-0053

- (2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-sistems.com)**公告第43号**

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和6年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 高契第9号
- (2) 工事名 大和高田市中央公民館受電設備改修工事
- (3) 工事場所 大和高田市中央公民館(大和高田市 西町 地内)
- (4) 工事期間 契約締結日から令和7年3月21日(金)まで
- (5) 工事内容 入札説明書(仕様書)のとおり
- (6) 予定価格 1,420,000円(税抜き)
- (7) 設計金額 1,420,000円(税抜き)
- (8) 最低制限比較価格 1,294,000円(税抜き)
- (9) 入札方法 電子入札(「条件付き一般競争入札(事後審査型)」を使用)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和6年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (7) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している(落札者又は落札候補者となった時点から完成検査に合格するまで)者でないこと。
- (8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
公告及び入札説明書(仕様書)の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和6年5月17日(金) ～ 令和6年6月6日(木)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付(入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和6年5月17日(金) ～ 令和6年6月6日(木)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書(仕様書)についての質疑受付期限	令和6年5月31日(金) 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。(ホームページ掲載の市様式又は任意様式)
質疑の回答 (仕様等に影響する回答に関しては、入札情報公開システムに掲載いたしません。)	令和6年6月4日(火) 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料(工事内訳書)の提出	令和6年5月24日(金) ～ 令和6年6月5日(水)	※見積根拠資料(工事内訳書)を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和6年6月6日(木) 午前10時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額(百の位以下切捨て)で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあっては、「見積根拠資料(工事内訳書)」を作成し、「内訳書」欄に添付してください。(入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。)

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染(以下「ウイルス感染」といいます。)していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中9番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第44号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

なお、この業務は、大和高田市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札案件です。

令和6年5月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 高契第10号
- (2) 業務名 大和高田市立高田商業高等学校屋内消火栓設備改修工事設計業務委託
- (3) 履行場所 大和高田市立高田商業高等学校（大和高田市 材木町 地内）
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年12月27日（金）まで
- (5) 業務内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 1,682,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 1,682,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 1,345,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の「建築設計業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に登録している者であること。
- (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の業務を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注業務における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和6年5月17日（金） ～ 令和6年6月6日（木）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和6年5月31日（金） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答（仕様等に影響する回答に関しては、入札情	令和6年6月4日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0

報公開システムに掲載いたします。)		40072006E0
入札書の提出	令和6年5月24日（金） ～ 令和6年6月5日（水）	
開札の日時	令和6年6月6日（木） 午後1時30分	大和高田市役所 3階会議室1

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

(1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格（設計金額）以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。

(2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。

(3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。

(4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。

(5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）第3条の規定により、同要綱別表第2第8号（4）に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム（「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン）』又は総務部契約監理課への持参により落札候補者の決定（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日から3日以内（市の休日を除きます。）に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。

- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc又は.docxで保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls又は.xlsxで保存されるもの
- ・PDFファイル Acrobat Readerで読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びイによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

- (1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、6(5)のとおり、違約金を徴収し、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

- (2) 契約保証金について

免除します。

- (3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとする。

- (4) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

- (1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 総務部契約監理課

TEL (0745) 22-1101

FAX (0745) 49-0053

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

公告第45号

大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和6年5月27日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務

(2) 業務内容

「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年10月20日（日）のイベント当日まで

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市にぎわい創出のための地域活性化事業イベント企画運營業務委託事業者選定実施要領」（以下「実施要領」という。）の「4 参加資格要件」をすべて満たす者であること。

3 参加申請

令和6年6月12日（水） 午後5時まで

4 その他

実施要領による

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 地域振興部 まち振興課 TEL 0745-22-1101

教育委員会

教育委員会告示第11号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月21日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和6年5月27日（月）午後2時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 学校運営協議会設置通知書の発令及び学校運営協議会委員の任命について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和6年5月8日（水） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第7号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月27日

大和高田市選挙管理委員会委員長 北本 政治

1 日時

令和6年6月3日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4
大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

- 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
- 第2号 選挙人名簿の定時登録について
- 第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について
- 第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

令和6年5月27日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和6年6月5日（水曜日）午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について
- 第2号 農地法第5条の規定による申請について
- 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 第5号 その他

公営企業

上下水道事業告示第8号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

令和6年5月22日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | |
|--------|--------|------------------------|
| 1 事業者名 | 2 代表者名 | 3 所在地 |
| 辻井設備 | 辻井 克紀 | 奈良県吉野郡大淀町大字土田507番地の643 |

上下水道事業告示第9号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第7条の規定

により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

令和6年5月31日

大和高田市長 堀内 大造

- | | | | | | |
|---|--------|---|-------|---|------------------|
| 1 | 事業者名 | 2 | 代表者名 | 3 | 所在地 |
| | 岩田設備工業 | | 岩田 憲之 | | 奈良県御所市大字三室650番地1 |